

議員の質問権を尊重するよう求める決議

一般質問は、市民の負託を受けた議員が市政上の課題について執行機関の見解を求め、市民への説明責任を果たすための重要な機会であり、議会の監視機能を担う重要な役割を果たしている。

これまでの一般質問において、質問と答弁の内容について、市民から「議論がかみ合っていないのではないか」との指摘があった。また、令和8年6月飯山市議会定例会の一般質問において、市長から「議会の質問として不適切だと思います」のでお答えできません。「議会でそのような質問をされる趣旨がよくわかりません」のでお答えできません。との発言があった。

上記市長の発言は議員に与えられている質問権の侵害であります。今後、そのような事が無いよう求め、加えて飯山市議会は、一般質問において次の事項を求める。

- 1 執行部は議員の質問権を尊重し、市民の代表である議員からの質問に対しては、その趣旨を十分に理解し答弁をすること。
- 2 執行部は質問と答弁の論点を逸らさず、簡潔な答弁に徹すること。
- 3 議員の質問と執行部の説明が噛み合うよう対応すること。

以上、決議する。

令和8年6月26日

飯山市議会